

【20】衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りを定める公職選挙法13条1項、同条3項によって債権者に対する各別の催告をすることを要しないことになるため、YはXに個別催告をしなかったと考えることもできる。したがって、本件でYがXに対して個別催告をしなかったことを、Yの信義則違反の認定要素とするのは難しいように思われる。

(注24) Xは、本件事業に関する権利義務等を承継したAに対しても本件違約金債務を請求することができ、AとYの債務は不真正連帯債務の関係にあるものと思われる。なお、前掲飯田は、会社法759条2項ではYが会社分割の効力発生日に有していた財産の価額を限度とするという制約がかかるが、信義則を用いた決定要旨はそのような制約の有無に言及していないと指摘するが、本件は請求債権が1億5550万円であるのに対し、Yが会社分割の効力発生の時点で約8億5000万円の純資産を有していたことから特段の言及をしなかったものと思われる。なお、前掲笠原は、責任財産の限定が現実的問題となることは稀であろうし、単にいわゆる二重公告と各別の催告のない状況で認められる連帶責任と、会社分割制度を濫用して債務免脱が図られたといいう状況で認められる分割会社の責任との平仄を強調する必要はないようと思われるとする。

(注25) 前掲飯田は本決定の射程は慎重な検討が必要であるとする。

(注26) 本決定の評議等として、前掲受川、前掲笠原、前掲飯田、前掲岡田及び前掲栗谷のほか瀬戸祐典・銀行法務21 832号40頁及び徳本穂・平成30年度重要判例解説107頁がある。

(松本 展幸)

【20】衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りを定める公職選挙法13条1項、別表第1の規定の合憲性

(平成30年(行ツ)第153号 同年12月19日大法廷判決 裁判所
第1審東京高裁 民集72巻6号1240頁)

[判決要旨]

平成29年10月22日施行の衆議院議員総選挙当時ににおいて、公職選挙法13条1項、別表第1の定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったといいうことはできず、上記規定が、憲法14条1項等に違反するものということはできない。(意見及び反対意見がある。)

[参照条文]

憲法14条1項、15条1項、3項、43条1項、44条、公職選挙法13条1項、

別表第1

[解説]

第1 事案の概要

1 本件訴訟の概要

本件は、平成29年10月22日施行の衆議院議員総選挙(以下「本件選挙」という。)について、東京都及び神奈川県内の選挙区の選舉人であるXら(原告ら、上告人ら)が、衆議院小選挙区選出議員の選挙(以下「小選挙区選挙」という。)の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であるなどと主張して提起した選挙無効訴訟である。

2 選挙制度の概要

昭和25年に制定された公職選挙法は、衆議院議員の選挙制度につき、中選挙区単記投票制を採用していたが、平成6年にその一部が改正され、從来の中選挙区単記投票制に代わって小選挙区比例代表並立制が導入された(以

下、上記改正後の当該選挙制度を「本件選挙制度」ともいう。)。

本件選挙制度のうち小選挙区選舉については、全国に289の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出するものとされていた(公職選挙法第13条1項、別表第1。以下、後記の改正の前後を通じてこれららの規定を併せて「区画規定」という。)。選挙区の改定については、平成6年に公職選挙法の一部を改正する法律と同時に成立した衆議院議員選挙区画定審議会設置法(以下、後記の改正の前後を通じて「区画審設置法」という。)により、衆議院議員選挙区画定審議会(以下「区画審」という。)が改定案を作成して内閣総理大臣に勧告するものとされている(同法2条)。^(注2)

平成28年法律第49号(以下「平成28年改正法」という。)による改正後の区画審設置法(以下「新区画審設置法」という。)3条は、①1項において、上記の改定案を作成するに当たっては、各選挙区の人口(同条においては最近の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。)の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数(以下「最大較差」といふ)を配当することとし(以下、このことを「1人別枠方式」という。)、この1に、小選挙区選出議員の定数に相当する数から都道府県の数を控除した数を人口に比例して各都道府県に配当した数を加えた数とすると定めている(以下、この区割基準を「旧区割基準」といい、この規定を「旧区割基準規定」ともいう。)。

3 事件の事実関係等の概要

(1) 平成21年8月30日施行の衆議院議員総選挙(以下「平成21年選挙」という。)の小選挙区選挙は、同14年に成立した公職選挙法の一部を改正する法律(平成14年法律第95号)により改定された選挙区割り(以下「旧選挙区割り」という。)の下で施行されたものであり、選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差(以下「選挙人比最大較差」という。)は1対2.304(以下、較差に関する数値は、全て概数である。)であり、選挙人数が最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となつている選挙区は45選挙区であった(以下、平成21年選挙に係る衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定めた平成24年改正法による改定前の公職選挙法第13条1項及び別表第1を併せて「旧区割規定」という。)。

そして、選挙区の改定に関する区画審の勧告は、10年ごとに行われる国勢調査(以下「大規模国勢調査」という。)の結果による人口が最初に官報で公示された日から1年以内に行なうものとされ(新区画審設置法4条1項)、さら

平成21年選舉につき、最大判平成23年3月23日・民集65巻2号755頁（以下「平成23年大法廷判決」という。）は、選舉区の改定案の作成に当たり、選舉区間の人口の最大較差（以下「人口比最大較差」という。）が2倍未満になるように区割りをすることを基本とすべきものとする旧区画審設置法3条1項の定めは、投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものであると評価する一方、平成21年選舉時において、選舉区間の投票価値の較差が拡大していたのは、各都道府県にあらかじめ1の選舉区数を割り当てる同条2項の1人別枠方式がその主要な要因となっていたことが明らかであり、かつ、人口の少ない地方における定数の急激な減少への配慮等の視点から導入された1人別枠方式は既に立法時の合理性が失われていたものというべきであるから、旧区割基準のうち1人別枠方式に係る部分及び旧区割基準に従って改定された旧区割規定の定める旧選舉区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたと判示した。^(注6) そして、同判決は、これらの状態につき憲法上要求される合理的期間内における是正がされたかったとはいえない、旧区割規定及び旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものと判示した。

（2）平成23年大法廷判決を受けて、平成24年11月16日、旧区画審設置法3条2項の削除及びわゆる0増5減（各都道府県の選舉区数を増やすことなく議員1人当たりの人口の少ない5県の各選舉区数をそれぞれ1減することをいう。以下同じ。）を内容とする公職選舉法及び区画審設置法の一部を改正する法律案が平成24年改定法として成立した。この改正により、旧区画審設置法3条1項が同改定後の区画審設置法3条となり、同条の内容のみが区割基準となつた。

平成24年改定法の成立と同日に衆議院が解散され、平成24年12月16日に施行された衆議院議員総選舉（以下「平成24年選舉」という。）までに新たな選舉区割りを定めることは時間的に不可能であったため、同選舉は平成21年選舉と同様に旧選舉区割りの下で施行された。

平成24年選舉につき、最大判平成25年11月20日・民集67巻8号1503頁（以下「平成25年大法廷判決」という。）は、同選舉時ににおいて旧区割規定の定める旧選舉区割りは平成21年選舉時と同様に憲法の投票価値の平等の要請に反する状態にあったものではあるが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされたかったとはいえない、旧区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものとすることはできないとした上で、国会においては今後も平成24年改定法による改定後の区画審設置法3条の趣旨に沿った選舉制度の整備に向けた取組が着実に続けられていく必要があると判示した。

（3）平成24年改定法の成立後、同法の附則の規定に基づく区画審の勧告を受けて、平成25年6月24日、各都道府県の選舉区数の0増5減を前提に、選舉区間の人口の較差が2倍未満となるように17都県の42選舉区において区割りを改めることとする平成24年改定法の一部を改正する法律案が、平成25年法律第68号（以下「平成25年改定法」という。）として成立了。

上記の改定の結果、平成22年の大規模国勢調査の結果によれば人口比最大較差は1対1.998となるものとされたが、同26年12月14日施行の衆議院総選舉（以下「平成26年選舉」という。）當日ににおいては、選舉人比最大較差は1対2.129であり、選舉人数が最も少ない選舉区と比べて較差が2倍以上となつている選舉区は13選舉区であった。

（4）平成26年選舉につき、最大判平成27年11月25日・民集69巻7号2035頁（以下「平成27年大法廷判決」という。）は、上記0増5減の指標における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について旧区割基準に基づいて配分された定数の見直しを経ておらず、上記のような投票価値の較差が生じた主な要因は、いまだ多くの都道府県において1人別枠方式を定めた旧区画審設置

法3条2項が削除された後の区割基準に基づいて定数の再配分が行われた場合とは異なる定数が配分されていることになり、このような投票価値の較差が生じたことは、全体として平成24年改正法による改正法による改正法により改定された選挙制度の整備が実現されたとはいえないことの表れといるべきであるとして、平成25年改正法による改正後の平成24年改正法により改定された選挙区割りはなお憲法の投票価値の平等の要求に対する状態にあったものといわざるを得ないと判示した。そして、同判決は、同条の趣旨に沿った選挙制度の整備については、漸次的な見直しを重ねることによつてこれを実現していくこととも国会の裁量に係る現実的な選択として許容されていると解されるとし、上記の選挙区割りの改定後も国会において引き続き選挙制度の見直しが行われること等を併せ考慮すると、平成23年大法廷判決の言渡しから平成26年選挙までの国会における是正の実現に向けた取組は、立法裁量権の行使として相当なものでなかつたということはできず、憲法上要求される合理的期間内における是正がされたとはいえないと判断した。

(5) 平成25年改正法の成立の前後を通じて、国会においては、今後の人口異動によっても憲法の投票価値の平等の要求に反する状態とならないようになるための制度の見直しについて、総定数の削減の要否等を含め、引き続き検討が続けられ、平成26年6月19日の衆議院議院運営委員会における議決により、衆議院選挙制度に関する調査、検討等を行うため、衆議院に有識者により構成される議長の諮問機関として衆議院選挙制度に関する調査会(以下「選挙制度調査会」という。)が設置された。
選挙制度調査会は、平成26年9月以後、定期的な会合を開催し、衆議院議員の選挙制度の在り方、議員定数の削減、投票価値の較差の是正等の問題について、各政党からの意見聴取を含めた調査、検討を行い、同28年1月14日、衆議院議長に対し、衆議院選挙制度に関する調査会答申を提出した。
上記答申は、①衆議院議員の選挙制度の在り方にについては、現行の小選挙

区比例代表並立制を維持し、②議員定数の削減については、衆議院議員の定数を10削減して465人(小選挙区選出議員の定数につき6削減して289人、比例代表選出議員の定数につき4削減して176人)とする案が考えられた。また、③投票価値の較差のは正については、小選挙区選舉における各都道府県への議席配分方式について満たすべき条件として、比例性のある配分方式に基づいて配分すること、選挙区間の投票価値の較差を小さくするために各都道府県間の投票価値の較差ができるだけ小さくすること、各都道府県の配分議席の増減変動が小さいこと、一定程度将来にわたっても有效地に機能し得る方式であることとした上で、この諸条件に照らして検討した結果として、各都道府県への議席配分につき、各都道府県の人口を一定の数値(小選挙区基準除数)で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選舉の定数と一致するようにする方式(アダムズ方式)^(注9)により行うものとした。そして、各都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行うものとし、その5年後に行われる簡易国勢調査の結果、選挙区間の人口の較差が2倍以上の選挙区が生じたときは、各都道府県への議席配分の変更是行わず、区画審において上記の較差が2倍未満となるように関係選挙区の区画の見直しを行うものとした。

(6) 選挙制度調査会の前記答申を受けて、平成28年5月20日、衆議院議員の定数を475人から10削減して465人(小選挙区選出議員の定数につき6削減して289人、比例代表選出議員の定数につき4削減して176人)とするとともに、各都道府県への定数配分の方式としてアダムズ方式を採用すること等を内容とする衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選舉法の一部を改正する法律(平成28年改正法)が成立した。平成28年改正法においては、選挙制度の安定性を勘案し、アダムズ方式による各都道府県の選挙区数の変更是平成32年以降10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき行うこととされ、その後に行われる簡易国勢調査の結果、選挙区間の日本国民の人口(以

下、単に「人口」ともいう。)の較差が2倍以上の選挙区が生じたときは、各都道府県の選挙区数の変更はせず、同較差が2倍未満となるように選挙区割りの改定を行うこととされた。^(注10)

他方、平成28年改正法は、アダムズ方式による各都道府県の選挙区数の変更が行われるまでの投票価値の較差は正のための措置として、附則により、小選挙区選出議員の定数を6削減することを前提として、区画審において平成27年に行われた簡易国勢調査(以下「平成27年簡易国勢調査」という。)の結果に基づく選挙区割りの改定案の作成及び勧告を行うこととした。そして、同改定案の作成に当たっては、各都道府県の選挙区数につき、定数の削減による影響を受ける都道府県を極力減らすことによって選挙制度の安定性を確保する観点から、減少の対象となる都道府県は、アダムズ方式により得られる選挙区数が改正前の選挙区数より少ない都道府県のうち、当該都道府県の平成27年簡易国勢調査の結果による人口を同方式により得られる選挙区数で除して得た数が少ない順から6都道府県とし、それ以外の都道府県は改正前の選挙区数を維持することとした。^(注11)また、選挙区割りにつき、平成27年簡易国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口の較差が2倍未満となるようにし、かつ、次回の大規模国勢調査が実施される平成32年見込人口に基づく選挙区間の人口の較差が2倍未満であることを基本とするとともに、各選挙区の平成27年簡易国勢調査の結果による人口及び平成32年見込人口の均衡を図り、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこととした。^(注12)

平成28年改正法の成立後、区画審による審議が行われ、平成29年4月19日、区画審は、内閣総理大臣に対し、上記のとおり各都道府県の選挙区数の0増6減の措置を採ることを前提に、19都道府県の97選挙区において区割りを改めることを内容とする改定案の勧告を行った。^(注13)これを受けて、内閣は、同年5月16日、平成28年改正法の一部を改正する法律案を国会に提出し、同年6月9日、この改正法案が平成29年法律第58号(以下「平成29年改正法」と

いう。)として成立了。上記0増6減及びこれを踏まえた選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正規定は同年7月16日から施行され、この改正により、各都道府県の選挙区数の0増6減とともに上記改定案のとおりの選挙区割りの改定が行われた(以下、上記改正後の公職選挙法13条1項及び別表第1を併せて「本件区割規定」とい、本件区割規定に基づく上記改定後の選挙区割りを「本件選挙区割り」という。)。

(7) 平成29年9月28日に衆議院が解散され、同年10月22日、本件選挙区割りの下で本件選挙が施行された。本件選挙区割りの下において、同27年10月1日を調査時とする平成27年簡易国勢調査の結果によれば人口比最大較差は1対1.956となるものとされ、^(注15)本件選挙当日における選挙人比最大較差は、選挙人數の最も少ない選挙区(鳥取県第1区)と最も多い選挙区(東京都第13区)との間で1対1.979であり、選挙人數が最も少ない選挙区と比べて較差が2倍以上となっている選挙区は存在しなかった。

4 爭 点

本件の主たる争点は、本件選挙当時ににおいて本件選挙区割りを定める本件区割規定が憲法に違反するか否か、具体的には、最高裁の累次の判例による判断枠組みのうち、①本件選挙区割りが投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態(違憲状態)に至っていたか否か、②違憲状態にあるとして、合理的な期間内における是正がされたなかったか否か、である。もとともに、本件選挙は、各都道府県の選挙区数の0増6減を前提として人口比最大較差が2倍未満となるよう改定された選挙区割りに基づいて施行され、本件選挙当日ににおける選挙人比最大較差が2倍未満であったことから、主として、①の本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するか否か、が争われた。

5 原判決

原判決(東京高判平成30年2月6日・判例秘書、D-1 Law)は、本件選挙区割りは、平成29年改正後の平成28年改正法の附則の規定に基づく経過措置と

しての選挙区割りにすぎず、1人別枠方式の影響を脱しているものとはいえないが、平成28年改正法の内容は、新区画審設置法3条1項において人口比最大較差が2倍以上とならないように厳格化することとし、各都道府県の区域内の選挙区数を平成32年以降10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づきアダムズ方式により配分することとするなど、それ自体については合理性を有するものであり、選挙区間の投票価値の最大較差は、平成27年簡易国勢調査の結果によれば1対1.956、本件選挙当日においても1対1.979となっており、選挙人比最大較差を2倍未満とするという結果が実現されていることなどに照らし、本件選挙当時、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえないから、本件選挙区割りを定める本件区割規定が憲法に違反していたとはいえないと判断し、Xらの請求を棄却した。^(注16)

原判決に対し、Xらから上告があり、第一小法廷は、本件を大法廷に回付した。

第2 上告理由及び本判決

1 上告理由

衆議院議員総選挙においては、1人1票の人口比例による定数配分及び選挙区割りを厳格に実現すべきであり、また、本件選挙においては議員1人当たりの日本国民の人口（全国基準人口）に比例した即分議員数に過不足が生じている都道府県が存在するから、本件選挙区割りは違憲である。さらに、本件選挙区割りは、選挙区間の較差が2倍に近い選挙区が多く（289選挙区のうち較差1.5倍以上の選挙区は168選挙区）、投票価値の平等を保障した憲法14条1項に違反する。^(注17)

2 本判決

(1) 多数意見

本判決は、多数意見において、本件選挙当時において、本件区割規定の定める本件選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつた

ということはできず、本件区割規定が憲法14条1項等に違反するものといふことはできないと判断し、Xらの上告を棄却した。多数意見の要旨は、次のとおりである。

ア 憲法判断の基本的枠組み

憲法は、選挙権の内容の平等、換言すれば投票価値の平等を要求しているものと解される。他方、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正當に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるところ、国会の両議院の議員の選挙について、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ（43条2項、47条）、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められている。

衆議院議員の選挙につき全國を多数の選挙区に分けて実施する制度が採用される場合には、選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割りを決定するに際して、憲法上、議員1人当たりの選挙人數なしし人口ができる限り平等に保たれることを最も重要な基本的な基準とすることが求められている。というべきであるが、それ以外の要素も合理性を有する限り国会において考慮することができるものと解されるのであって、具体的な選挙区を定めるに当たっては、都道府県を細分化した市町村その他の行政区画などを基本的な単位として、地域の面積、人口密度、住民構成、交通事情、地理的状況などの諸要素を考慮しつつ、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められているところである。したがって、このような選挙制度の合憲性は、これらの諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するといえるか否かによって判断されることになり、国会がこのような選挙制度の仕組みについて具体的に定めたところが、

上記のような憲法上の要請に反するため、上記の裁量権を考慮してもなほその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが、

憲法に違反することになると解すべきである。

以上は、衆議院議員の選舉に関する最大判昭和51年4月14日・民集30巻3号223頁（以下「昭和51年大法廷判決」という。）以降の累次の大法廷判決の趣旨とするところであって、これを変更する必要は認められない。

イ 本件区割規定の合憲性

平成26年選舉前に設置された衆議院議長の諮問機関である選舉制度調査会において、衆議院選舉制度に関する検討が重ねられ、平成27年大法廷判決の言渡し後に、小選舉区選出議員の定数を6削減するとともに、投票価値の較差を是正するための新たな議席配分方式として、各都道府県の人口に比例した配分方式の一つであるアダムズ方式を採用すること等を内容とする答申がされ、これを受けて制定された平成28年改正法は、これと同内容の規定を設けた上で、アダムズ方式による各都道府県への定数配分を平成32年以降10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づく選舉区間の人口等の較差が、その後に行われる簡易国勢調査の結果に基づく選舉区割りの改なったときは同較差が2倍未満となるよう各都道府県内の選舉区割りの改定を行うことを定めたものである。

さらに、平成28年改正法は、アダムズ方式による定数配分が行われるまでの措置として、選舉制度の安定性を確保しつつ較差のは正を図るため、附則において、平成27年簡易国勢調査の結果に基づきアダムズ方式により定数配分を行った場合に選舉区数の削減が見込まれる議員1人当たりの人口の少ない6県の選舉区数をそれぞれ1減ずる0増6減の措置を採るとともに、新区画審設置法3条1項と同様の区割基準に基づき、次回の大規模国勢調査が行われる平成32年までの5年間を通じて選舉区間の人口の較差が2倍未満となるように選舉区割りの改定を行こととしたものである。その上で、区画審による改定案の勧告を経て制定された平成29年改正法において、19都道府県の97選舉区における選舉区割りの改定を内容とする公職選舉法の改正が行われ、同改正後の本件区割規定の定める本件選舉区割りの下において本件選舉

が行われたところである。

そして、本件選舉区割りの下における選舉区間の投票価値の較差は、平成27年簡易国勢調査の結果による人口比最大較差において1対1.956、本件選舉当日の選舉人比最大較差においても1対1.979に縮小され、選舉人數の最も少ない選舉区を基準として較差が2倍以上となっている選舉区は存在しなくなつたといふのである。

このように、本件区割規定に係る改正を含む平成28年改正法及び平成29年改正法による改正是、平成32年に行われる大規模国勢調査の結果に基づく選舉区割りの改定に当たり、各都道府県への定数配分を人口に比例した方式の一つであるアダムズ方式により行うことによって、選舉区間の投票価値の較差を相当程度縮小させ、その状態が安定的に持続するよう立法措置を講じた上で、同方式による定数配分がされるまでの較差は正の措置として、各都道府県の選舉区数の0増6減の措置を探るとともに選舉区割りの改定を行うことにより、上記のように選舉区間の人口等の最大較差を縮小させたものであって、投票価値の平等を確保するという要請に応えつつ、選舉制度の安定性を確保する観点から漸進的な是正を図つたものと評価することができる。

もっとも、本件選舉においては、平成24年改正法及び平成28年改正法により選舉区数が減少した県以外の都道府県について、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数に変更ではなく、その中には、アダムズ方式による定数配分が行われた場合に異なる定数が配分されることとなる都道府県が含まれている。しかし、平成24年改正法から平成29年改正法までの立法措置によって、旧区画審設置法3条2項が削除されたほか、1人別枠方式の下において配分された定数のうち議員1人当たりの人口の少ない合計11県の定数をそれぞれ1減ずる内容の定数配分の見直しや、選舉区間の投票価値の較差を縮小するための選舉区割りの改定が順次行われたことにより、本件選舉当日における選舉人比最大較差が上記のとおり縮小したものである。加えて、本件選舉が施行された時点において、平成32年以降10年ごとに行われる

大規模国勢調査の結果に基づく各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うことによって1人別枠方式の下における定数配分の影響を完全に解消させる立法措置が講じられていたものである。このような立法措置の内容やその結果縮小した較差の状況を考慮すると、本件選舉において、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数とアダムズ方式により各都道府県の定数配分をした場合に分配されることとなる定数を異なる都道府県が存在していることをもって、本件選舉区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するものとなるということはできない。

以上の事情を総合的に考慮すれば、本件区割規定は、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずることを求めた平成23年大法廷判決以降の各大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものであり、投票価値の平等を最も重要な基本的な基準としつつ、新たな定数配分の方式をどの時点から議員定数の配分に反映させるかという点も含めて、国会において考慮することができると要素を踏まえた上で定められたものということができ、本件選舉当時においては、新区審設置法3条1項の趣旨に沿った選舉制度の整備が実現されていたといふことができる。そうすると、平成28年改正法及び平成29年改正法による選舉区割りの改定等は、国会の裁量権の行使として合理性を有するというべきであり、平成27年大法廷判決が平成26年選舉当時の選舉区割りについて判示した憲法の投票価値の平等の要求に反する状態は、平成29年改正法による改正後の平成28年改正法によって解消されたものと評価することができる。

したがって、本件選舉当時ににおいて、本件区割規定の定める本件選舉区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったといふことはできず、本件区割規定が憲法14条1項等に違反するものといふことはできない。

(2) 個別意見

本判決には、林裁判官及び宮崎裁判官の各意見並びに鬼丸裁判官及び山本裁判官の各反対意見が付されている。

ア 林裁判官の意見の要旨は、次のとおりである。

本件選舉に関するほぼ2倍もの人口比最大較差が存すること及び本判決の中長期的な影響について懸念するところがあり、本件選舉区割りを合憲状態にあるとみるとすることはできないが、累次の大法廷判決を受けて国会が行つた是正努力の結果、不合理な制度の解消等につき漸次的とはいえ相当な前進がみられることから、本件区割規定は合憲であると考える。

投票価値の平等に関する合憲性判断に当たっては、その較差の数値と切り離して適切に評価することはできず、投票価値の間に2倍もの格差があつてなお不平等でないといふのは常識に反すると思われ、本件選舉については、較差縮小に向けて相当な改善があったとはいえ、ほぼ2倍もの大きな較差を生んでいる以上、その選舉制度は、どこかに不合理があるといふ評価となりざるを得ない。投票価値の平等原則と較差の関係については、1人1票の原則による差別の禁止は居住地による差別をも含み、選舉制度の構築に当たつて国会が考慮することのある他の諸要素は投票価値の平等原則の下位に立つものであり、よほど合理的な理由がない限り、投票価値の平等が優先的に尊重されなければならないと考える。

また、本判決の中長期的な影響として、本件選舉につき合憲状態との判定を下すことは、平成28年改正法及び平成29年改正法に基づく選舉制度について、実質上、包括的な「お墨付き」を与えるものと受け止められる可能性が高いといふ懸念がある。しかも、その効果は、アダムズ方式による定数配分が行われると見込まれる平成34年まではもちろんのこと、その後の大規模国勢調査までの約15年間は優に持続する可能性がある。また、アダムズ方式による定数配分の下においても、較差の縮小には限界があり、農村部の過疎化と都市部の過密化が更に進む見込みがあるため、2倍程度の最大較差が恒常化する構造が生まれる現実的な可能性が相當にあるようと思われる。投票価値の重要性に鑑みれば、約2倍もの最大較差が恒常化することは、投票価値の平等を実質的に損なうものといふほかない、違憲ともいべき構造的な

問題が生じていないのか、改めて問われてしかるべきであるが、本判決によつて、それには及ばずといふことになりはしないかといふ懸念がある。

イ 宮崎裁判官の意見の要旨は、次のとおりである。

憲法の要求する投票価値の平等は、人口比例を最も重要な基本的な基準とし、人口比例以外の要素は合理性がある限り考慮することを許容するものであるから、各都道府県への定数配分やこれを前提とした選挙区割りも、合理性のある基準又は考慮要素に基づいて行うことを要請していると解すべきであり、合理性のない要素を考慮してされた定数配分が実質的にみて是正されたときは評価できない場合には、最大較差が2倍未満であっても、その定数配分が憲法の投票価値の平等の要求に反する状態ではないと認めることはできない。このことを踏まえると、本件区割規定において、平成23年大法廷判決が憲法の投票価値の平等の要求に反するとした合理性のない要素を考慮してされた定数配分がその後是正されているか否かにつき、厳格に検証する必要がある。

1 人別枠方式を採用することにより合理性のない要素を考慮して行われた旧区割基準による定数配分によって生じた配分のゆがみは、人口の少ない県にだけではなく、人口の多い都道府県にも、同時に、かつ不可避免に及んでいふところ、本件選挙区割りにおいては、人口の多い都道府県について合理性のない要素を考慮してされた定数配分は是正がされておらず、平成23年大法廷判決によって合理性がないと判断された要素によって生じている較差部分の方が具体的な選挙区割りにおいて考慮された諸要素によって生じた較差部分よりも大きい（約1.69倍）ことが分かる。^(注18) そうすると、本件選挙時ににおいては、本件区割規定が、合理性がないと判断された要素を考慮してされた定数配分を是正し、その影響を解消したものとはいえない。残されている影響の程度は実質的に無視し難い大きさであると評価せざるを得ない。そして、本件区割規定における具体的な投票権の内実が憲法の投票価値の平等の要求に適合する状態であったかといふ点の判断においては、本件選挙区割りにまだ

反映されていない法律の存在を考慮すべきではなく、これらを総合すれば、本件選挙時ににおける本件選挙区割りは、違憲状態であったと考える。

しかし、平成28年改正法による改正後の新区画審設置法3条1項及び2項が都道府県への定数配分について人口比例方式の採用を明記したことなどの国会において平成26年選挙以降にされた是正のための作業の成果については、現時点では肯定的な評価ができるることなどを勘案すると、その取組が立法裁量権の行使として相当なものでなかつたとまでいうことはできず、本件区割規定が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものとはいえない。

ウ 鬼丸裁判官の反対意見の要旨は、次のとおりである。

衆議院は、その権能、議員の任期及び解散制度の存在等に鑑み、適正に国民の意思を集約し、反映されていることが求められるから、憲法は、衆議院議員選挙について1対1に近い投票価値の平等を保障しており、これが最も重要かつ基本的な基準となる。したがつて、議員の定数配分及び選挙区の区割りを定めるに当たっては、それ以外の要素は上記基準に反しない程度の合理性を有するものに限り考慮することができるのであつて、約2倍の較差を認めることになるような考慮要素等が国会に認められる裁量であると解するることは困難であり、その結果、本件区割規定は憲法に違反すると考える。

すなわち、新区画審設置法3条1項は人口比最大較差が2倍以上となるないようにする旨を規定しているが、同項がほほ2倍の較差のある選挙区が多数生じることを当然に容認するものと解することはできず、国會議員は全国の代表者であつて、人口の少ない県により多くの議員定数を配分することには合理性があるとはいえない。また、本件選挙実施における議員定数の配分は、実質的に1人別枠方式が廃止された上で定数の再配分が行われた場合とは異なる定数の配分がされたものであり、憲法の投票価値の平等の要求に沿つたものとはいひ難い。さらに、平成23年大法廷判決の言渡し以後、立法院が真摯に行動していれば、本件選挙実施までの期間内に1対1に近い定数配分及び選挙区割りへの是正を行うことは十分可能であったものであり、

憲法上要求される合理的期間は経過したというべきである。

もっとも、本件選挙は、投票価値の不平等を理由とする衆議院議員選挙の選舉無効訴訟が提起されたようになって以来、最大較差が初めて2倍未満となつた選挙であり、また、平成32年以降に行われる大規模国勢調査の結果に基づきアダムズ方式を適用することが予定され、当面は選挙区間の投票価値の較差が縮小することが見込まれることからすれば、司法が直ちに選挙無効の結論を出すのではなく、いわゆる事情判決の法理により請求を棄却した上で、本件選挙は違法であることを宣言すべきであると考える。

エ 山本裁判官の反対意見の要旨は、次のとおりである。

憲法は、代表民主制に支えられた國民主権の原理を宣明しており、国会を構成する両議院の議員は、公平かつ公正な選挙によって選出されなければならない。そして、特定の地域の一票の価値と他の地域のそれとを比べて較差があったとすると、当該特定の地域の国民が当該他の地域の国民に対して、その較差の分だけ強い政治力を及ぼしやすくなり、代表民主制に支えられた國民主権の原理は画餅に帰してしまうから、その中でも「公平な選挙」は、憲法上必須の要請である。

その意味で、国政選挙の選挙区や定数の定め方ににおいては、投票価値の平等は、他に優先する唯一かつ絶対的な基準として真っ先に守られなければならないものであり、現在の国政選挙の選挙制度において法の下の平等を貫くためには、どの選挙区においても投票の価値を比較すれば1.0となるのが原則であると考える。そして、人口の急激な移動や技術的理由などの区割りの都合によって計容される一票の価値の較差は、せいぜい、2割程度の較差にとどまるべきであり、これ以上の一票の価値の較差が生ずるような選挙制度は法の下の平等の規定に反し、違憲かつ無効であると考える。

この場合、議院が既に行つた議決等の效力及び無効とされた選挙に基づいて選出された議員の身分の取扱いが問題となるが、前者については、選挙無効の判決の効力は将来に向かってのみ発生するから、判決前にされた議決等

は当然に有効なものとして存続することになり、また、後者については、一票の価値が0.8を下回る選挙区から選出された議員は、全てその身分を失うものと解すべきである（本件選挙当日における試算では55人であり、これらの議員が欠けたとしても、総定数が465人であることから、院の構成には特段の支障はないと考えられる。）。なお、一票の価値の平等を実現するための選挙区の定め方に関しては、国会において十分に議論されるべき事柄であるが、都道府県又はこれを細分化した市町村その他の行政区画などを基本単位としていては、策定が非常に困難か、事実上不可能という結果となることが懸念され、例えば投票所単位など更に細分化するか、全国を單一若しくは大まかなプロックに分け選挙区及び定数を設定するかしなければ、一票の価値の平等を実現することはできないかと考える。

第3 説 明

1 憲法判断の基本的枠組み

衆議院議員の選挙に関しては、これまでの最高裁の累次の判例によつて、①定数配分又は選挙区割りが投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（違憲状態）に至つているか否か、②上記の状態に至つている場合には、憲法上要求される合理的期間内に是正がされたとしたとして定数配分規定又は区割規定が憲法の規定に違反するに至つているか否か、③当該規定が憲法の規定に違反するに至つている場合には、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言するにとどめるか否か、という判断枠組みが示されてきたところである（昭和51年大法廷判決、最大判昭和58年11月7日・民集37巻9号1243頁、最大判昭和60年7月17日・民集39巻5号1100頁、最大判平成5年1月20日・民集47巻1号67頁、最大判平成11年11月10日・民集53巻8号1441頁、最大判平成11年11月10日・民集53巻8号1704頁、最大判平成19年6月13日・民集61巻4号1617頁、平成23年大法廷判決、平成25年大法廷判決及び平成27年大法廷判決各参照）。本判決の多数意見も、同様の判断枠組みを採用したものと考えられる。

2 本件区割規定の合憲性

(1) 本件選挙区割りが違憲状態にあるか否か（主たる争点と考慮要素）

ア 本件選挙は、平成28年改正法により各都道府県の選挙区数の0増6減の措置が採られ、平成29年改正法により19都道府県の97選挙区において選挙区割りの改定がされた本件選挙区割りに基づいて行われたものである。そして、本件選挙区割りの下において、平成27年簡易国勢調査の結果による人口比最大較差は1.956倍、本件選挙当日の選舉人比最大較差は1.979倍となり、衆議院の定数訴訟について最初に憲法判断がされた昭和51年大法廷判決以降では、選挙時点における同最大較差が初めて2倍未満となつたものである。そこで、本件では、前記1の判断枠組みのうち、①の本件選挙区割りが投票価値の較差において憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至つているか否か、が主たる争点となつた。

イ そして、本件選挙区割りが違憲状態にあるか否かを検討するに当たっては、①選挙制度調査会の答申を踏まえた平成28年改正法及び平成29年改正法による改訂を前提として、本件選挙当時ににおける投票価値の較差の状況をどのようにみるか、②平成23年大法廷判決が違憲とした1人別枠方式を含む旧区割に基づいて配分された定数の見直しを経ていない都道府県が相当数あることをどのように評価するか、が問題となると考えられる。本判決の多数意見も、このような観点から、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるか否かの判断をしたものと思われる。

(2) 平成28年改正法及び平成29年改正法による改訂との関係

ア 本判決の多数意見は、まず、選挙制度調査会の答申並びにこれを踏まえた平成28年改正法及び平成29年改正法による定数配分方式の見直し等や本件区割規定の内容、これによる投票価値の較差の程度を踏まえて、これらの改訂法の位置付けやその評価を示した。具体的には、平成27年大法廷判決の言渡し後に、選挙制度調査会によつて、小選挙区選出議員の定数を6削減し、新たな議席配分方式としてアダムズ方式を採用すること等を内容とする

答申がされ、これを受けて制定された平成28年改正法の本則において、これと同内容の規定を設けた上で、アダムズ方式による定数配分を平成32年以降の大規模国勢調査の結果に基づいて行うこととし、それまでの較差是正の措置として、附則において、各都道府県の選挙区数の0増6減の措置を採るとともに、新区画審設置法3条1項と同様の区割基準に基づき選挙区間の人口の較差が2倍未満となるよう選挙区割りの改定を行うこととし、区画審の勧告を経て制定された平成29年改正法において、19都道府県の97選挙区における選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正が行われ、本件区割規定の定める本件選挙区割りの下において行われた本件選挙当日における選挙人比最大較差が1対1.979に縮小されたこと等を指摘した上で、このようないくつかの要請に応えつつ、選挙制度の安定性を確保する観点から漸進的な是正を図つたものと評価することができると判断した。

イ 前記1の①にいう選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否かは、直接には選挙当時ににおける投票価値の較差を問題とするものであるが、区割規定の憲法適合性の判断に当たつては、最高裁の累次の判例が示すとおり、投票価値の平等を最も重要な基本的な基準としつつ、国会において考慮することが許容されている諸要素を考慮し、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められるものであるため、客観的かつ形式的な数値のみで違憲状態にあるか否かを判断することはできず、当該数値が違憲状態となる限り的な数値的基準について明示していないのも、このように投票価値の較差に関する合憲性の判断が具体的な事情の下での諸要素の総合考慮による以上、数値的基準で一律に画するのは相当でないという考え方によるものと思われる。)。本判決の多数意見が、本件選挙当時ににおける投票価値の較差の程度のみならず、平成27年大法廷判決後にされた選挙制度調査会

の答申やこれを前提とする平成28年改正法及び平成29年改正法の内容に言及するのも、このような本件選挙制度の下における投票制度の較差を生じさせる要因等を前提とした上で、本件選当時ににおける投票価値の較差の程度を問題とし、もって本件選区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるか否かを判断すべきものと考えたことによるものと思われる（なお、本判決の多数意見がアダムズ方式による定数配分等に言及したのは、平成28年改正法の附則の下で設けられた本件区割規定の定める本件選区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるか否かを判断するに当たって、その前提となるアダムズ方式による定数配分等を規定した平成28年改正法の本則の定めが、安定的に選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させることを可能とする立法措置であることを示したものであって、この関係において附則の定めが構造的であるということを超えて、いまだ本件選区割りに反映されていないアダムズ方式を、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるか否かの判断に当たってしん酌したものがではないと考えられる。）^(注22)

したがって、本件において、選挙区間の投票価値の較差の程度は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるか否かを判断する上で重要な判断指標となることは当然であるが、較差の客観的かつ形式的な数値のみによって判断されるのではなく、各都道府県への定数配分を第一次的基盤として選挙区を定める現行の選区制度を前提として、このような選挙制度の下における投票価値の較差を生じさせる要因等をも考慮しつつ、本件選当時ににおける本件選区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するか否かを判断することになるよう思われる。本判決の多数意見が、本件区割規定を含む平成28年改正法及び平成29年改正法の内容に言及した上で、これが投票価値の平等を確保するという要請に応えつつ、選制度の安定性を確保する観点から漸進的な是正を図ったものと評価すると判示したのも、平成28年改正法の本則を前提としつつ、それまでの較差是正の措置として附則の下で定められ、本件選舉に適用された本件区割規定の上記の改正における

位置付けを明らかにするとともに、本件区割規定が、投票価値の較差を生じさせる要因等となる平成28年改正法及び平成29年改正法を前提とした上で、投票価値の平等を確保するという憲法上の要請に応えたものであることを明らかにしたものと考えられる。

ウ なお、本件選舉の時点では、アダムズ方式による定数配分は実施されておらず、もとより、本判決もその憲法適合性を判断したものではない。もっとも、本判決は、アダムズ方式について、「各都道府県の人口に比例した配分方式の一つ」であり、「選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小させ」るものと判示するとともに、アダムズ方式による定数配分が10年ごとに実施される大規模国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改定に当たって行われることを理由に、「その状態が安定的に持続するよう立法措置を講じた」ものであると判示している。

アダムズ方式は、各都道府県への議席配分につき、各都道府県の人口を一定の數値（基準除数）で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選舉の定数と一致するようにする方式であるが、小数点以下の切上げにより各都道府県の定数として必ず1を配分するという点で、実質的に1人別枠方式が残存しているとの指摘がある。しかし、アダムズ方式は、各都道府県の人口につき、議員1人当たりの人口（基準人口）で除するのではなく、一定の数値（基準除数）で除し、その端数を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選舉の定数と一致するよう基準除数を設定するものであるが、当該基準除数で除した後の端数処理の方法として小数点以下を切り上げるものであり、先に各都道府県にあらかじめ定数1を配分し、残余の定数をへア式最大剰余法により各都道府県に配分する1人別枠方式を含む旧区割基準とは、その配分方法の枠組みと較差抑制の効果の点において異なる定数配分方式であると考えられる。本判決の多数意見が、アダムズ方式につき、人口に比例した定数配分方式の一つであって、選挙区間の投票価値の較差を相当程度縮小せるものと判示したもの、1人別枠方

式を含む旧区割基準とは別異のものと位置付けていることの表れであるよう
(注23)
 に思われる。

(3) 1人別枠方式に基づく定数配分の残存との関係

ア さらに、本判決の多数意見は、いわゆる1人別枠方式の残存との関係について判示する。すなわち、本件選挙区割りに係る各都道府県への定数配分においては、平成24年改正法及び平成28年改正法により選挙区数が減少した県以外の都道府県について、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数が減っており、その中には、アダムズ方式による定数配分が行われた場合に異なる定数が配分されることとなる都道府県が含まれていることを指摘した上で、平成24年改正法から平成29年改正法までの立法措置によって、1人別枠方式を定めた旧区画審設置法3条2項が削除されたほか、議員1人当たりの人口の少ない合計11県の定数を各1減ずる内容の定数配分の見直しや選挙区割りの改定が順次行われたことにより、本件選挙当日における選挙人比最大較差が前記(1)アのとおり縮小したことや、本件選挙の施行時点において、平成32年以降の大規模国勢調査の結果に基づく各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うことによって1人別枠方式の下における定数配分の影響を完全に解消させる立法措置が講じられていたことを指摘し、このような立法措置の内容やその結果縮小した較差の状況を考慮すると、本件選挙において、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数とアダムズ方式により各都道府県の定数配分をした場合に配分されることとなる定数を異にする都道府県が存在していることをもって、本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するものとはいえないと判示(注24)した。

イ 1人別枠方式を含む旧区割基準を違憲とした平成23年大法廷判決以来、いわゆる1人別枠方式による定数配分の残存の問題が論じられ、平成27年大法廷判決は、平成26年選挙時における選舉人比最大較差(1対2.129)が生じた主たる要因が、いまだ多くの都道府県において、平成24年改正法によ

る改正後の区割基準に基づいて定数の再配分が行われた場合は異なる定数が配分されていることにあると評価し、このような評価を踏まえた上で、平成26年選挙当時、その選挙区割りが違憲状態にあったと判断したものである。

これに対し、本判決の多数意見は、平成27年大法廷判決の上記判断を踏まえつつ、1人別枠方式を含む旧区割基準に基づいて配分された定数のうち、アダムズ方式による定数配分が行われた場合に異なる定数となるのは一部の都道府県であることを前提とした上で、本件選挙に至るまでの一連の立法措置の内容や当時の較差の状況を考慮し、1人別枠方式による定数配分が残存していることをもって本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するものではないことを示したものである。1人別枠方式を含む旧区割基準が違憲であると判示した平成23年大法廷判決が、投票価値の較差の程度を問わず、1人別枠方式そのものを違憲と判断したものでないことは、その判示に照らして明らかであり、本判決の多数意見は、そのことを前提とした上で、本件選挙に至るまでの一連の立法措置の内容や本件選挙当時の較差の状況を考慮して、1人別枠方式による定数配分の残存があることをもって違憲状態にあるとはいえないと判断したものと考えられる。

(4) 本件区割規定の憲法適合性

ア 本判決の多数意見は、上記(2)及び(3)を前提として、本件区割規定が、投票価値の平等の要請にかなう立法的措置を講ずることを求めた平成23年大法廷判決以降の各大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものであり、投票価値の平等を最も重要な基本的な基準としつつ、新たな定数配分の方針をどの時点から議員定数の配分に反映させるかという点も含めて、国会において考慮することができる諸要素を踏まえた上で定められたものといえ、本件選挙当時においては、新区画審設置法3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたといいうことができるとし、本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあってはいえず、本件区割規

定が憲法14条1項等に違反するものとはいえないと判断した。

イ まず、本判決の多数意見が、本件区割規定が平成23年大法廷判決以降の各大法廷判決の趣旨に沿って較差の是正を図ったものと判断したのは、平成28年改正法及び平成29年改正法により改正された本件区割規定が、これらの大法廷判決において憲法の定める投票価値の平等の要請にかならず立法的措置を講ずることを求めた趣旨に適合するものであることを示したものと思われる。

その上で、本判決の多数意見が、本件区割規定につき、投票価値の平等を最も重要なかつ基本的な基準としつつ、新たな定数配分の方式をどの時点から議員定数の配分に反映させるかという点も含めて、国会において考慮することができる諸要素を踏まえた上で定められたものといえると判断したのは、本件区割規定の定める本件選挙区割りが、本判決の多数意見を含めて最高裁の累次の判例が示してきた憲法適合性の判断枠組みの下における投票価値の平等の要請に沿つたものであり、憲法の定める投票価値の平等の要求に反しないものであることを明らかにしたものと考えられる。なお、「新たな定数配分の方式をどの時点から議員定数の配分に反映させるかという点も含めて」の判断は、次回の大規模国勢調査の時期が比較的近いこと等に照らし、選挙制度の安定性を確保する観点から、アダムズ方式による定数配分を平成32年の大規模国勢調査の結果に基づく選挙区割りの改定から行うものとしたことが、国会において政策的な観点から正當に考慮することのできる要素であることを示したものと考えられる。

その後に、本判決の多数意見が、本件選挙当時ににおいて、新区画審設置法3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたといふことができると判断したのも、上記の通り、本件選挙区割りが憲法の定める投票価値の平等の要求に反しないものであると評価できることを前提として、新区画審設置法3条1項の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたと判断したものと考えられる。したがって、本判決の多数意見は、本件選挙区割りしたものと考へられる。

3 本判決の意義

本判決は、1人別枠方式を含む旧区割りといた平成23年大法廷判決以降、3回にわたり最高裁において小選挙区選舉の選挙区割りが違憲状態にあると判断された後、平成29年改正法による改正後の平成28年改正法により改定された本件選挙区割りが違憲状態にあつたとはいえない」と判断したものであり、区割規定の憲法適合性を初めて判断した昭和51年大法廷判決以降、選挙区間の投票価値の最大較差が2倍を切った初めての衆議院議員総選挙において選挙区割りが違憲状態にあつたとはいえない」と判断したものとのことで、重要な意義を有すると考えられる。さらに、本判決は、本件選挙区割り

が違憲状態にあったか否かの判断に当たって、その重要な考慮要素となる事情を示しながら、本件区割規定の合憲性についての憲法判断を行ったものであり、現行の選挙制度における区割制度の今後の憲法適合性を判断するに当たっても、先例として参考になるものと考えられる。^(注26)

（注1） 本件選挙施行当時、衆議院議員の定数は465人とされ、そのうち289人が小選挙区選出議員、176人が比例代表選出議員とされている（公職選挙法4条1項）。小選挙区選舉については、全国に289の選挙区を設け、各選挙区において1人の議員を選出するものとされ、比例代表選出議員の選舉（以下「比例代表選挙」という。）については、全国に11の選挙区を設け、各選挙区において所定数の議員を選出するものとされている（同法43条2項、別表第2）。総選挙においては、小選挙区選挙と比例代表選挙とを同時にい、投票は小選挙区選挙及び比例代表選挙ごとに1人1票とされている（同法31条、36条）。

当初、議員定数は、小選挙区選出議員が300人、比例代表選出議員が200人とされていたが、平成12年法律第1号による公職選挙法の一部改正により比例代表選出議員が180人に、平成21年改正法による公職選挙法等の一部改正により小選挙区選出議員が295人に、平成28年改正法による公職選挙法等の一部改正により、小選挙区選出議員が289人に、比例代表選出議員が176人に、それぞれ減じられた。

（注2） 区画審は、中選挙区制度から小選挙区比例代表選挙制度への選挙制度改正時の平成6年（基礎となる人口は同2年の大規模国勢調査の結果）に区割りについての勧告をし、大規模国勢調査の結果に基づき、同13年（同12年の大規模国勢調査の結果）及び同25年（同22年の大規模国勢調査の結果）に各区割りの改定案の勧告をした。さらに、区画審は、平成28年改正法の附則2条に基づき、同29年4月（平成27年簡易国勢調査の結果）に区割りの改定案の勧告をした。国会は、いずれも区画審の勧告どおり公職選挙法の区割規定を改正した。

（注3） 同条は、平成28年改正法により、各選挙区の人口（日本国民の人口）の均衡を図り、人口較差が2倍以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないと規定

され（新区画審設置法3条1項）、区画審の作成する区割りの改定案において人口較差を2倍未満とすることが明確化された。

（注4） 平成6年の区画審設置法の制定当時ににおける1人別枠方式の採用に至る経緯については、山口祥義・法令解説資料総覽149号19頁、岩井伸晃＝小林宏司・最高裁判所判例解説平成23年度民事篇161頁（注2）を参照。

1人別枠方式を含む旧区割基準は、各都道府県の区域内の選挙区の数（平成24年改正法による改正前の総選挙区数は300）について、①先に各都道府県にあらかじめ定数1を配分し（47）、②残余の定数（253）を各都道府県に人口に比例して配分するというものである。そして、②の人口に比例して配分するものとしては、ヘア式最大剩余法（各都道府県の人口を議員1人当たりの人口で除し、除した数（配当基数）の整数部分は各都道府県にそのまま配分し、残余の議員定数については配当基数の小数部分が大きい順に各都道府県に配分する定数配分方式）が採用されていた（安田充ほか「逐条解説公職選挙法（上）」105頁）。

（注5） 衆議院議員の中選挙区選挙に係る選舉無効訴訟において、区割規定の合憲性を判断することができる旨を初めて明示的に判示した昭和51年大法廷判決は違憲・事情判決（昭和47年選挙、選舉人比最大較差4.99倍）、前掲・最大判決昭和58年11月7日は違憲状態・合憲判決（昭和55年選挙、同最大較差3.94倍），前掲・最大判昭和60年7月17日は違憲・事情判決（昭和58年選挙、同最大較差4.40倍）、前掲・最大判平成5年1月20日は違憲状態・合憲判決（平成2年選挙、同最大較差3.18倍）であったが、その余の選挙における選舉人比最大較差は2倍以上3倍未満の範囲内で推移し、小選挙区比例代表並立制が採用された平成6年以降に行われた選挙を含め、前掲・最大判平成19年6月13日に至るまで、本判決と同様に合憲判決（平成17年選挙、同最大較差2.171倍）が言い渡されてきた。

（注6） 平成23年大法廷判決は、「1人別枠方式」との表現を用いた上で同方式の意義や同方式による較差の状況についての判示をしているが、①較差の状況は旧区画審設置法3条2項の定める定数配分方式を構成する1人別枠の定数配分と残余の定数配分（ヘア式最大剩余法）の双方を合算した結果に基づいて論すべきものであること、②現に、平成23年大法廷判決が指摘する投票価値の較

差は、1人別枠の定数配分と残余の定数配分の双方を合算したものであり、1人別枠部分のみを取り出して較差の問題が論じられているものでないことを考慮すると、上記判示部分でいう「1人別枠方式」の実質的な趣旨は同方式を含む旧区割基準全体を指すものと解される。

平成27年大法廷判決も、平成23年大法廷判決の判示について旧区割基準全体の中で1人別枠方式の不合理性を指摘しており、同方式のみを取り出してその合理性を論じているのではなく、旧区画審設置法3条2項の定数配分方式における1人別枠方式について論じているものである。

(注7) 平成23年大法廷判決後の平成23年10月から、衆議院議員選挙制度について衆議院の各会派による協議が継続されていたが、各会派の利害の対立等により合意形成をすることが困難であることなどを踏まえ、与党を中心には多数の会派から、有識者により構成される調査会に衆議院議員選挙制度の見直しの在り方につき諮問して答申を受けて所要の見直しをすべきとの提案がされ、同26年6月19日、衆議院議院運営委員会において上記提案に係る調査会の設置が議決され、選挙制度調査会が設置された。

選挙制度調査会の座長は、佐々木毅元東京大学総長であり、その他の委員13名は、研究者が6名、メディア関係者・商工会議所・連合・県知事・市会議長・元衆議院調査室長・元最高裁判事が各1名である。選挙制度調査会への諸問事項は、①現行制度を含めた選挙制度の評価（長短所、理想論と実現性）、②各党の総選公約にある衆議院議員定数削減の処理、③1票の較差を是正する方途、④現行憲法の下での衆議院選挙制度の問題点であった。

(選挙制度調査会の設置の経緯等については、安部建吾・時の法令2019号21, 22頁、毛木克典ほか・RESEARCH BUREAU論究（第13号）243～245頁を参照。選挙制度調査会の委員や諮問事項については、衆議院ウェブサイトに掲載されているほか、選挙時報65巻4号25頁以下に掲載されている。)

(注8) 選挙制度調査会は、平成26年9月11日に第1回の会合を開催して以降、同28年1月14日まで約1年4か月にわたって合計17回の会合を開催し、同日、衆議院議長に対し、調査会答申を提出した。

(注9) 選挙制度調査会において検討の対象とされた、諸外国における主たる9つの定数配分方式を大別すると、除数方式（各団体の人口を各方式の端数処理

によって得られた数の合計が議員定数となるよう一定の数値（除数）を設定し、当該除数で除して得られた商に各方式の定める端数処理によって得られた数を基礎として議員定数の配分を行う方式）が7つ、基数方式（各団体の人口を全国の議員1人当たり人口等の数値で除して得られた数に基づいて議員定数の配分を行う方式）が2つに分かれること。

除数方式の代表的な例として挙げられるのは、①ドント方式（小数点以下の端数を一律に切り捨てる方式）、②サンラグ方式（小数点以下の端数を四捨五入する方式）、③アダムズ方式（小数点以下の端数を一律に切り上げる方式）であり、その修正として、④修正サンラグ方式（小数点以下の端数を四捨五入しつつ、最初の切上げのみ0.7とする方式）、⑤デンマーク方式（小数点以下の端数の切上げ切捨ての境界値を3分の1とする方式）、⑥ヒル方式（小数点以下の端数の切上げ切捨てを幾何平均により行う方式。アメリカ連邦議会の下院で採用）、⑦ディーン方式（小数点以下の端数の切上げ切捨てを調和平均により行う方式）である。次に、基数方式（基数である1議席当たりの重みを計算していくものの）の代表的な例として挙げられるのは、⑧ヘア式最大剩余法（各団体の人口を議員1人当たりの人口で除した数の整数部分はそのまま配分し、その余は小数点以下の数値が大きい順に定数に達するまで切り上げていくもの）、⑨ラウンズ方式（ヘア式最大剩余法と同様、整数部分はそのまま配分し、その余は当該整数部分で議員1人当たりの人口を算出し直し、その大きい順に定数に達するまで切り上げていくもの）である。（調査会答申、選挙制度調査会の議事概要（第3回～第5回）のほか、議員定数配分方式について説明した文獻として、西平重喜「各國の選挙：変遷と実状」86頁以下、品田裕・政策科学19巻3号95頁、同・法律時報88卷5号90頁などがある。）

選挙制度調査会は、本文記載の諸条件に照らして検討した結果、これらの条件をほぼ満たすものとして、ラウンズ方式（基数方式）とアダムズ方式（除数方式）が望ましい方式との意見の集約をした上で、ラウンズ方式は、アラバマのパラドックス（議席が増えると割当議席が減少すること）や人口のパラドックス（人口が増えたのに割当議席が減少する地域が生ずること）などの基数方式に共通する説明困難な逆転現象が生じる可能性があるのに対し、アダムズ方式は、①こうした逆転現象は生ぜず、②議員定数が295の場

合には、都道府県間の較差が最も小さく選挙区間の較差が2倍以上になる可能性が最も小さくなること、③アダムズ方式は、比例配分をした上で端数処理をどうするかの議論であり、最高裁が否定した1人別枠方式とは異なること、④諸外国でもフランスの国民議会やカナダの庶民院において採用されていることなどから、アダムズ方式がより望ましいとの結論に達した（調査会答申、選挙制度調査会の議事概要（第3回～第5回））。

(注10) 調査会答申を受けて、衆議院議長を中心として各党から意見聴取や協議が行われ、議員定数を削減することや1票の較差是正のためにアダムズ方式を採用することは各党間でおおむね合意されたものの、いつの国勢調査の時点から同方式を導入するかについて合意に至らなかった。そこで、次回の平成32年とする自民・公明党と、直近の同22年とする民進党の双方から法案が提出されたが、較差是正の方法について国会が幅広い裁量権を有すると判断した平成27年大法廷判決や、法律をあえて廻避適用することは例外的であって同32年の大規模国勢調査以降となるのが自然であるとの考え方に基づき、同28年5月20日、自民・公明党の案が可決・成立した。（佐々木克之・選挙時報65巻12号6～20頁、安部建吾・前掲（注7）24～27頁）

なお、アダムズ方式が全面的に適用されるのは、平成32年に行われる大規模国勢調査の結果が公表された後、区画審が区割りの改定案を衝告し、選挙区割りの改定を内容とする公職選挙法の改正が施行される時であり、これが実際の選舉に反映されるのは同34年以降に行われる衆議院議員総選挙からと見込まれている（毛木克典ほか・前掲（注7）257頁）。

(注11) 小選挙区定数の削減に当たって、平成27年簡易国勢調査の結果に基づきアダムズ方式により計算した場合に減員対象となる都道府県のうち議員1人当たりの人口が最も少ない6都道府県としたのは、これらの都道府県は今回定数削減をしなくても平成32年の議席配分の見直しの際に減員される蓋然性が極めて高く、かつ、定数の削減による影響を受ける都道府県を極力減らすことによって制度の安定性を確保するとの観点によるものである、あるいは、激変緩和のために定数の削減による影響を受ける都道府県を限定するためである、などと説明されている（佐々木克之・前掲（注10）15～17頁、安部建吾・前掲（注7）29頁）。

(注12) なお、平成28年改正法附則5条において、同法の施行後ににおいても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選舉制度の在り方については、民意の集約と反映を基本としその間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう、不斷の見直しが行われるものとすることが定められた。

(注13) 6減の対象となる県は、青森、岩手、三重、奈良、熊本、鹿児島であった。また、区画審の勧告に係る区割りの改定案において、分割の対象となる市区町は138選挙区105市区町であった。（酒井友加・法令解説資料総覽434号14～17頁）

(注14) 平成28年改正法の成立の経緯と内容等につき、佐々木克之・前掲（注10）1頁、同・選挙時報66巻1号4頁、安部建吾・前掲（注7）20頁、毛木克典ほか・前掲（注7）241頁各参照。また、平成29年改正法の成立の経緯と内容等につき、酒井友加・前掲（注13）10頁、野村知宏・選挙時報66巻9号1頁各参照。

(注15) 平成27年簡易国勢調査の結果に基づく都道府県間の議員1人当たりの人口の最大較差は1.844倍、平成32年見込人口に基づく最大較差は1.937倍となるものとされ、平成27年簡易国勢調査の結果に基づく選挙区間の人口の最大較差（人口比最大較差）は1.956倍、同32年見込人口に基づく最大較差は1.999倍となるものとされた。

(注16) 本件選挙について、本件区割規定が憲法に違反するとして各選挙区における選挙を無効とするこれを求める選挙無効訴訟が全国の8高裁・6高裁支部に提起され、平成30年1月19日から同年3月30日までの間に、本件の原判決を含む16件の判決が言い渡され、うち15件が本件の原判決と同様の合憲判決（名古屋高裁以外の各高裁・高裁支部）であり、うち1件がいわゆる違憲状態・合憲判決（名古屋高裁）であった。

本件の原判決と同様の合憲判決（名古屋高裁以外の各高裁・高裁支部）は、いずれも投票価値の較差の状況とアダムズ方式の採用の双方を考慮しており、その比重の置き方には軽重があるものの、概要、平成28年改正法及び平成29年改正法は、平成32年以降の大規模国勢調査の結果に基づきアダムズ方式を各都道府県への定数配分において適用することとし、それまでの較差是正の措置と

して、各都道府県の選挙区数の0増6減をするとともに、平成27年簡易国勢調査の結果に基づき将来の見込み人口を踏まえ同32年の大規模国勢調査の時点まで較差2倍未満となるよう本件区割り規定を設けたものであり、本件選挙区割りの下において本件選挙当日における選挙人比最大較差が1.979倍であり、較差が2倍以上の選挙区が存在しないこと等を指摘して、本件選挙区割りが投票価値の平等の要求に反する状態にあったとはいえないとした。

これに対し、違憲状態・合憲判決（名古屋高裁）は、本件区割り規定は、各都道府県の選挙区数の0増6減をしたものにとどまる一方、アダムズ方式による各都道府県への定数の再配分の措置を行うことが法技術的に不可能又は困難であった事情はうかがわれない（平成22年の大規模国勢調査の結果及び平成27年簡易国勢調査の結果に基づけば、いずれも7増13減とすべきものとなる。）として、本来配分されるべき定数とは異なる定数が配分されている1人別枠方式の構造上の問題点は解消されておらず、本件選挙当日の選挙人比最大較差が極めて2倍に近いものであったことを総合考慮し、本件選挙区割りはなお憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたとした上で、国会においては、平成24年改正法から平成28年改正法による改正によって本件選挙時における人口比最大較差を2倍未満に縮小したのみならず、同32年以降の大規模国勢調査の結果に基づきアダムズ方式により定数配分し、1人別枠方式の構造上の問題点を完全に解消する措置を採るなど、投票価値の平等の実現に向けた取組が行われてきたことを指摘し、憲法上要求される合理的期間内における是正がされたかったとはいえないとして、本件区割り規定は合憲であると判断した。

（注17）その他、上告理由は、①平成27年簡易国勢調査によれば、神奈川県が大阪府よりも人口が多いのに選挙区数が少ない逆転現象が生じており、本件選挙区割りにおいても解消されたから、違憲であるとともに、この点のXらの主張立証を認めなかった原判決には理由の不備・食違いがある、②アダムズ方式は、人口比例に反し、人口の少ない都道府県を優遇し、大規模な都道府県の住民を不合理に差別する議席配分方式であることを内容とするものであった。

これに対し、本判決の多数意見は、原判決は、投票価値の較差に関する憲法適合性の判断枠組みを示した上で、本件区割り規定の憲法適合性を判断するなど

しており、上告理由としての理由の不備・食違いがあるということはできない、と判示したにとどまる。これは、上記の理由の不備とは、主文を導き出すための理由の全部又は一部が欠けていることない、理由において論理的に完結している場合にはこれに当たらないと解される（最三小判平成11年6月29日・集民193号411頁）ところ、原告は、最高裁の判例による判断枠組みを示した上で本件区割り規定の合憲性を検討しており、人口比例選挙による厳格な投票価値の平等が選挙制度の仕組みを決定する絶対的基準となる立場に立つものでないことは明らかであるから、①及び②について個別の判断をしないことをもって、上告理由としての理由の不備や食違いがあるとはいえないとしたものと考えられる。なお、①については、都道府県の人口と選挙区数に逆転現象が生じていることをもって憲法上の投票価値の平等の要求に反するということはできず、投票価値の平等の問題は、選挙区間の選挙人数又は人口の較差という観点から捉えられるべき問題であるように考えられ（千葉勝美・最高裁判所判例解説平成5年度民事篇59、60頁）、②については、本件区割り規定はアダムズ方式によって各都道府県への定数配分がされたものではないから、その憲法適合性を判断する必要はないものと考えられる。

なお、別のグループが提起した同種事件の上告理由は、憲法56条2項、1条、前文第1文前段等を根拠として、本件選挙が憲法の保障する1人1票の原則による人口比例選挙に反して無効であるなどとしていたところ、同事件に係る最高裁の多数意見は、累次の判例が示してきた憲法適合性の判断枠組みの下で本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたといふことはできない旨を示した後に、所論に理由のないことは明らかであると判示している。

（注18）その概要は、都道府県間の議員1人当たりの人口の最大較差は本件選挙区割り策定時に1.844倍であるが、アダムズ方式によって定数配分を行うと1.655倍になると、人口比最大較差は1.956倍と計算されていたことなどの計算結果に基づいて概念的に整理してみると、本件選挙区割り策定時に計算された最大較差1.956倍中1を超える部分の内訳は、①都道府県に対して人口比例方式で定数配分を行うことによって生じる較差部分が約68.5%（アダムズ方式による定数配分によって生ずる較差部分0.655倍）、②平成23年大法廷判決

によって合理性がないと判断された要素によって生じている較差部分が約19.8%（アダムズ方式の較差部分1.655倍と本件区割規定における都道府県間の議員1人当たりの人口の最大較差1.844倍との差である0.189倍）、③平成28年改正法の附則2条3項に定められている諸要素（合理性について特に疑問を呈されていない要素）によって生じる較差部分が約11.7%（都道府県間の議員1人当たりの人口の最大較差1.844倍と人口比最大較差1.956倍までの差である0.112倍）となり、②が③よりも大きい、（約1.69倍）というものである。

（注19）最高裁の判例は、これまで最大較差が違憲状態となる限界的な数値的基準について明示しておらず、この点は本判決の多数意見も同様である。これは、投票価値の較差に関する合憲性の判断が具体的な事情の下での諸要素の総合考慮によるものである以上、数値的基準で一律に画するのは適当でないという考え方によるものと思われる（千葉勝美・前掲（注17）56～59頁）。また、これまでの最高裁の判例は、衆議院議員に係る定数訴訟における投票価値の較差を判断する基準として、選挙区間の議員1人当たりの選挙人数又は人口の最小値と最大値の比率（選挙人比最大較差、人口比最大較差）を用いており（千葉勝美・前掲（注17）55頁以下），特に選挙時における選挙人比最大較差を重視しているものということができる。

（注20）平成25年大法廷判決及び平成27年大法廷判決は、憲法の予定している司法権と立法権の関係につき、「裁判所において選制度について投票価値の平等の憲法適合性について上記の判断枠組みの各段階において一定の判断を示すことにより、国会がこれを踏まえて所要の適切な是正の措置を講ずることが、憲法の趣旨に沿うものというべきである。」と判示した上で、「憲法上要求される合理的期間内における是正がされたかったといえるか否かを判断するに当たっては、単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考

慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべきものと解される。」と判示した。

このような判断枠組みは、憲法の投票価値の平等の要求に反する違憲状態が発生した時点から是正に要する合理的期間を先驗的、自明的に導出するのではなく、立法権と司法権との関係を踏まえ、是正の方法について国会に一定の裁量権があることを前提として、合理的期間内における是正の有無の判断の中で、期間の长短のみならず、是正のために採るべき措置の内容や必要な作業等、国会における是正の実現に向けた取組についても、立法裁量権の行使の相

当性において評価することを認めたものということができるとと思われる。

（注21）区割規定が違憲とされた場合に、同規定に基づき実施された選挙が違憲無効とされる範囲（失職する議員の範囲）が問題となる。昭和51年大法廷判決以来、最高裁の從来の判例は、議員定数配分及び選挙区割りは相互に関連し不可分一体を成すから、単に憲法に違反する不平等を招來している部分のみではなく、全体として違憲の瑕疵を帯びるものとしている（不可分説）。これに対し、同判決の反対意見のほか、その後の同種訴訟の反対意見において、当該選挙区割りのうち投票価値の較差が違憲状態に至っている部分のみが違憲の瑕疵を帶びるとの見解（可分説）も示されている。本判決の多数意見は、本件選挙区割りが違憲状態にあるとはいはず、本件区割規定は合憲であると判断していることから、上記の問題について特段の見解を示していないが、山本裁判官の反対意見は、不可分説を前提としつつ、失職する議員の範囲を限定する見解を採るものといえる。

（注22）区割規定の定める選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるか否かを検討するに当たって、このように投票価値の較差を生じさせる要因等を考慮することは、選挙当時における選挙区割りが違憲状態にあるか否かという静態的かつ客観的な判断と整合しないのではないかとの批判があり得る。しかし、最高裁の判例が、これまで投票価値の較差の客観的かつ形式的な数値のみで違憲状態にあるか否かを判断してきたものではないことは本文記載のとおりであり、前掲・（注19）のどおり、このことは、投票価値の較差に関する合憲性の判断が具体的な事情の下での諸要素の総合考

基準で一律に画するのは相当ないという考え方によるものと思われる。そして、選挙区割りが違憲状態にあるか否かを判断するに当たっては、選挙当時における投票価値の較差に関する客観的な数値は重要な判断指標となることは当然であるが、その背後にある具体的な事情、取り分け、選挙当時の選舉制度の仕組みや投票価値の較差を生じさせる要因等をも考慮して、選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反するか否かを判断するのが相当であるようと考えられ、これが必ずしも静態的かつ客観的な判断と整合しないものともいい難いようと思われる。同様に、最高裁の判例において、投票価値の平等の要求に反する状態にあるか否かを検討するに当たって、較差の要因を考慮することが從来からの判断方法に含まれているとの指摘として、佐々木雅寿・論究ジャーリスト29号39頁がある。

(注23) 平成27年簡易国勢調査の結果に基づく都道府県間の議員1人当たりの人口の最大較差は、本件選挙区割りの下においては1.844倍であり、アダムズ方式による定数配分の下においては1.655倍であった。また、各都道府県の選挙区数の0増6減を前提として、平成27年簡易国勢調査の結果を基に、アダムズ方式により各都道府県に選挙区数を再配分する場合には更に7増7減が必要であった。

(注24) 本判決と同様に合憲判決をした15件の高裁・高裁支部の判決の中には、アダムズ方式を採用する立法措置を採ったことをもって、1人別枠方式の構造上の問題点が解決しているものがある。しかし、本件選挙区割りに当たってアダムズ方式による定数配分が行われたものでないことに照らし、本判決は、このような立法措置を採ったことをもって1人別枠方式の構造上の問題点が解消されたものとは捉えず、平成32年以降の大規模国勢調査の結果に基づく定数配分をアダムズ方式により行うことによって1人別枠方式の下における定数配分の影響を完全に解消させる立法措置が講じられたと判示したものと考えられる。

(注25) 憲法上の投票価値の平等の保障と区画審設置法3条1項(平成24年改正法による改正後の区画審設置法3条)との関係について、論理的に、これらの規定自体が憲法上の判断の基準ではないとの指摘がある(毛利透・判例時報2354号136頁)。衆議院議員総選挙に係る区割規定の合憲性は立法裁量権の行使

の合理性を問うものであり、理論的には、同一レベルである法律への適合性ではなく、最高裁が從前から示してきた憲法適合性の判断基準との整合性が問われるることになるものと考えられる。そして、平成23年大法廷判決において、人口比最大較差が2倍以上とならないようになりますことを基本とする旨を定めた旧区画審設置法3条1項が、投票価値の平等の要請に配慮した合理的な基準を定めたものといううどができる旨判示しているのは、同項が上記の憲法適合性の判断基準に整合的に解釈されることを前提としているようを考えられる。また、平成25年大法廷判決、平成27年大法廷判決及び本判決の多数意見は、新区画審設置法3条1項(平成24年改正法による改正後の区画審設置法3条)の合理性について明示的な判断を示していないものの、平成23年大法廷判決を前提として判示したものと解され、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否かの判断に当たり、区画審設置法3条1項(平成24年改正法による改正後の区画審設置法3条)の規定が憲法に適合するように解釈されることを前提として、選挙の時点において上記の規定の趣旨に沿った選挙制度が実現されていたか否かを主たる要素として検討しているものと考えられる。

(注26) 本判決の注釈等として、原田一明・法学教室463号131頁、東川浩二・新・判例解説Watch憲法155号、小林直三・WLJ判例コラム第164号、佐々木雅寿・前掲(注22)36頁、井上典之・論究ジャーリスト29号187頁、土屋武・法学教室464号47頁、中尾正英・選挙時報68巻6号13頁などがある。

(日置 朋弘)

時事日報

法

第71卷 第8号

令和元年八月二十日発行(毎月一回)

発行人兼
清水孝

発行所
〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目
第一建設ビル
平成29年12月分
平成30年12月分

本体
一九九円+税
二五〇円
送料

第8号

HOSO JIHO
(Lawyers Association Journal)

Vol.71 No.8
Contents

A study on the practices and theories of the contemporary criminal procedure (5) Ritsuro UEMURA
Overview of Bankruptcy Cases at Tokyo District Court Akihiko Hirukawa
Outline of Labor Relations Civil and Administrative Cases for 2018 Administrative Affairs Bureau, Supreme Court
Circular Notice and Reply

Explanatory Remarks on the Supreme Court Decisions

August, 2019

Published monthly by
Lawyers Association
(Hosō kai)

最高裁判所判例解説 DVD

◎平成27年度民事篇・刑事篇を収録した追補版⑦、販売中!
●追補版



標準DVD
[本体] 593,334円
[発行] 一般財團法人 法曹会
[FAX] 03-5412-0535

4910080650896
01991



雑誌 08065-08



雑誌 08065-08

実務現代刑事法(その5)
...植村立郎... 1
東京地方裁判所における破産事件の運用状況
...蛭川明彦... 85
平成30年度労働関係民事・行政事件の概況
...最高裁判所... 103
...事務総局行政局... 121
法務省通達回答..... 155

